

## 山口県総合交通センターにおける予約制の導入

令和8年5月17日(日)から、山口県総合交通センターでの日曜日の午前中における運転免許更新手続きに予約が必要となります。

予約は「更新連絡書」に記載のユーザーIDと初期パスワードを使用して、山口県警察ホームページからお申込みください。

また、オンライン講習や高齢者講習を受講された方は、予約がなくても更新手続きができます。受付時間をお確かめのうえ、お越しください。



# 幸の橋

山口南警察署  
嘉川駐在所  
☎083-972-0110  
(山口南警察署代表電話)



## 5月は「自転車月間」

5月は自転車月間です。自転車も乗れば「車の仲間」です。皆さん、自転車の交通ルールを御存じですか？

### ○ 左側通行の原則

自転車は、基本的に道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

### ○ 自転車が歩道を通行できるとき

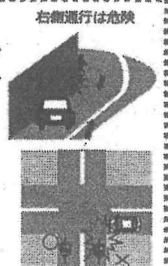
- ① 道路標識等で「歩道通行可」とされているとき
- ② 13歳未満、70歳以上、一定の身体障害を有する方が運転するとき
- ③ 交通状況や自転車通行の安全確保のため、やむを得ないと認められるとき

### ○ 歩道を通行するときのルール

歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げることになるときは、一時停止しなければなりません。

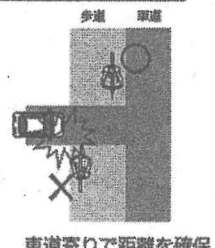
#### 逆走はなぜ危険？

- 見通しの悪いカーブなどで、対向車から自転車が見えず、正面衝突する危険がある。
- 交差点で自転車が飛び出してきたときに、自転車の発見が遅れ、ブレーキをかける余裕がない。



#### 歩道で車道寄りを通行するのはなぜ？

路外の施設や交差道路から出てくる自動車との距離を確保して、自動車から自転車を発見しやすくし、かつ、ブレーキをかける時間を確保し、事故を防止するためです。



事件・事故

急ぐ知らせは

110番

